

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <https://zensuiren.org/>
お問い合わせ info@zensuiren.org
編集・発行 椿本和幸

7/7は川の日です

今年もまた川に行ってきたよ
いつもの景色に ほっりにこり

国土交通大臣賞：瀬添 慶香さん
(浜島市助任小学校)

ザリガニを連れてきたよ

国土交通事務次官賞：高延 利行さん
(福山市立伊勢丘小学校)

中り続けたよ

国土交通事務次官賞：吉田 颯さん
(大田市立仁摩小学校)

せせらぎに ほくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

川の清流が 時を流れて 今もいつの間

国土交通事務次官賞：村田 優佳さん
(鹿兒島市立吉野中学校)

命をなく 美しい水 永遠に

国土交通事務次官賞：吉賀 結花さん
(東京都)

きらいな川

国土交通事務次官賞：小林 尾乃陸さん
(米子松蔭高等学校)

◆標語(平成22年募集)は国土交通大臣賞 松永 幸真さん(熊本県八代市立太田郷小学校)の作品
◆絵手紙(令和2年募集)は国土交通大臣賞他を受賞された方々の作品

●主催：国土交通省／都道府県／市町村
●後援：内閣府／NHK／一般社団法人日本新聞協会／一般社団法人日本民間放送連盟
●協賛：公益社団法人日本河川協会／公益財団法人リバーフロント研究所／公益財団法人河川財団／全国治水期成同盟会連合会／全国水防管理団体連合会／一般社団法人建設広報協会／一般財団法人河川情報センター／一般財団法人遊良瀬遊水地アクリメーション振興財団／全国建設弘済協議会／一般社団法人全国海岸協会

“絵手紙”募集中!!
詳しくは <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>
令和3年10月15日(金)必着
今すぐアクセス

7月1日～7日は河川水難事故防止週間
川の防災情報 <http://www.river.go.jp>
〈気象庁天気予報〉「市外局番」+【177】

7月は河川愛護月間

目次

河川愛護月間	2	森と湖に親しむ旬間	7
海岸愛護月間	5	立野ダム定礎式	10

河川愛護月間

(7月1日～7月31日)

～ せせらぎに ぼくも魚も すきとおる ～

国土交通省水管理・国土保全局治水課

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間への国民の関心はますます高まっています。

そこで、国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的として、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、河川への理解と関心を深め、愛護意識が広く国民に醸成されるよう、河川愛護運動を積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、チラシ等により広報活動に取り組むとともに、河川クリーン作戦、絵画コンクール等、地域の実情に応じたさまざまな河川愛護運動を実施します。

特に、河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援など、河川での地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を積極的に図ることとしております。

また、これらの活動に加え、河川愛護月間の推進事業として例年好評をいただいております絵手紙の募集も行うこととしております。

これらの行事に、一人でも多くの方が参加され、河川愛護運動の主旨をご理解いただけるよう、一層の御協力をお願いいたします。

令和3年度「河川愛護月間」実施要綱

1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

2. 期間

令和3年7月1日(木)から7月31日(土)まで

3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、NHK、一般社団法人日本新聞協会、
一般社団法人日本民間放送連盟

5. 協賛

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント研究所、公益財団法人河川財団、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、一般社団法人建設広報協会、一般財団法人河川情報センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会、一般社団法人全国海岸協会

6. 運動の推進標語

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

7. 運動の重点

- ・ 地域や流域全体と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・ 地域社会や流域全体と河川との関わりの再構築
- ・ 河川愛護意識の醸成
- ・ 河川の適切な利用の推進

8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を展開するものとする。

※新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、取り組みの実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講じることとする。また、以下の内容については、新型コロナウイルス感染症の状況並びに政府の方針等に基づき今後変更する可能性があることを申し添える。

(1) 地域や流域全体と一体となった良好な河川環境の保全・再生

イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会や流域全体と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等

すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになっている。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、

地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子どもに対して川での遊び方を教える活動を支援する。

ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実に図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種行事の開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

(5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7月1日から7日までを河川水難事故防止週間とする。

ロ. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。

「河川愛護月間」絵手紙募集要領

1. 目的

「河川愛護月間(7月1日～7月31日)」における広報活動の一環として、平成18年度より同月間推進事業として絵手紙作品を募集してきました。令和3年度も、昨年度に引き続き、絵手紙を未就学児から一般の方まで広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

①募集内容

- ・テーマ

「川遊び～川での思い出・川への思い～」

- ・募集作品

川遊びで川に潜ったり、川の生き物を観察したなど、川での体験や川と触れ合い感じた「川での思い出や川への思い」を文章にし、絵と組み合わせて描いた「絵手紙」を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。(写真は応募できません。)

②応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。(応募できる作品は一人一作品です。)

③応募作品のサイズ

郵便はがきサイズ(100mm×148mm)

④応募方法

応募作品の裏面に必ず氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください

(氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。)

※ご記入頂いた個人情報は、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤応募上の注意

- ・応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。
- ・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・応募作品は、返却致しません。

⑥締め切り

令和3年10月15日(金)まで(当日必着)

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、来年度の「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞(国土交通大臣賞)	1点
優秀賞(国土交通事務次官賞)	6点
優良賞(国土交通省水管理・国土保全局長賞)	8点
審査員特別賞	5点

7. 表彰

国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

8. 送付先・問い合わせ先等

(送付先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局治水課内
「河川愛護月間」絵手紙募集係

(問合せ先等)

国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係
03-5253-8111(内線35663)

HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

海岸愛護月間（7月1日～7月31日）について

—美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して—

国土交通省 水管理・国土保全局海岸室

令和3年度
海岸愛護月間
7月1日(木)～7月31日(土)
美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して

国民の祝日「海の日」、今年は7月22日です。

主催 / 国土交通省、都道府県、市町村

【後援】
内閣府、全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人 全国海岸協会、一般社団法人 建設広報協会、一般社団法人 水産質浄化技術協会、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 リバーフロント研究所、公益財団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、港湾海岸防災協議会、一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会、一般財団法人 みなと総合研究財団、一般財団法人 治岸技術研究センター、公益社団法人 日本港湾協会、公益財団法人 日本ライフセービング協会、一般社団法人 JEAN、日本ワミガメ協議会、NPO法人 大阪湾沿岸域環境創造研究センター、NPO法人 地域交流センター

海岸は、古くから生活の場や祭り等の交流の場、海上交通との接点や漁業等の生産活動の場として利用されているほか、住民にうるおいと安らぎをもたらす憩いの場として親しまれてきております。同時に、観光立国を目指す上で観光やレジャーの拠点となったり、ビーチバレーやコンサート等の様々なイベントが一年を通じて開催されるなど、海岸利用のニーズは多様化するとともに拡大しつつあります。このように海岸は、貴重な生活空間として、また共通の財産として、人々がふれあうことができるように、常に良好な状態に保つ必要があります。

国土交通省においては、国土保全を図りながら、良好な海岸環境の保全と創出、適正な海岸の利用を推進しているところですが、最も大切なことは、国民一人一人が海岸に親しみをもち、海岸を愛する心を持つことです。

そこで、昭和47年度から毎年7月の1ヶ月間を「海岸愛護月間」と定めて、海岸に対する理解と関心を深めるとともに、海岸愛護思想の普及・啓発、及び防災意識の向上に努めることとしております。なお、平成14年度より海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う「海の日」の趣旨も追加して普及・啓

発に取り組んでいます。

海岸愛護月間中は、関係都道府県等との共催、各種団体の後援により次のような海岸愛護運動を予定しておりますので、一人でも多くの方々に参加をしていただきますとともに、海岸愛護運動に一層の御理解と御協力をお願いいたします。

1. 推進標語

『美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して』

2. 海岸愛護思想の普及と啓発

(1) 海岸に関する広報活動の実施

報道機関等の協力を得て海岸に関する広報活動を積極的に実施します。

また、ポスター等を活用し、この運動の趣旨を沿岸地域住民の皆さんへ広くPRします。

(2) 海岸愛護団体の育成等

沿岸地域住民の皆さんの協力を得て、海岸愛護団体の組織化及び育成強化に努め、顕彰等の措置を通じて海岸愛護思想の高揚を図るとともに、現在20海岸で23団体が指定されている「海岸協力団体」制度の普及に努めます。また、「海岸協力団体」が活動しやすい環境づくり等についても引き続き検討を進めます。

(3) イベント等の実施

海岸に関する認識を深め、海岸愛護思想の一層の普及を図るため、月間内に講演会、シンポジウムや見学会等の各種イベントを開催します。

3. 海岸清掃等による良好な海岸環境の創出

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、都道府県、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係行政機関等地域の多様な主体が参加・連携をして、海岸、海浜に投棄された空き缶等のゴミの清掃等を行い、快適で潤いのある海岸環境の創出を積極的に推進します。

4. 海岸の適正な利用の確保

関係機関が協同して海岸のパトロールを実施することなどにより、沿岸住民や利用者に対して海岸の適正な利用をアピールします。

(1) 海岸や海浜をみだりに自動車、資材等の置き場や作業場等として使用しないよう注意を促すとともに、ゴミ等の投棄の防止を図ります。

(2) 海岸や海浜を不法に占用している場合においては、許可が可能なものは速やかに所定の手続きを指導します。その他のものは速やかに是正するとともに、占用を許可したものについても適正な維持管理の指導を行います。

(3) 海岸保全施設の維持に支障が生じる恐れがあるもの、他の利用者の迷惑になるもの等について、適切な状況にするように指導します。

5. 防災意識の向上

(1) 海岸に関する広報活動の実施

南海トラフ巨大地震や台風等に備え、被害を最小限にすることを目的として、本月間の実施にあわせて、津波・高潮災害のパネル展示や啓発ビデオによる広報活動の実施、津波・高潮避難訓練、津波・高潮ハザードマップの配布などを行い、沿岸地域住民皆さんなどの防災意識の向上を図ります。

6. 国土交通省が後援を予定しているイベント

第36回海岸愛護写真コンクール

①目的

私たちにうるおいとやすらぎ与えてくれる貴重な空間である海岸を大切にしていくという愛護思想の普及を図る

②スケジュール

写真募集期間

令和3年8月～11月(予定)

入賞作品決定

令和4年3月末(予定)

入賞作品展示

令和4年7月予定

国土交通省1Fロビー等

③主催

一般社団法人 全国海岸協会

<http://www.kaigan.or.jp>

森と湖に親しむ旬間

(令和3年7月21日～31日)

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

・呼びかけ統一標語

ふれあいさわやか 森と湖
もう一つ ふるさと見つけた 森と湖
さわやかな 心のオアシス 森と湖



・統一シンボルマーク (右図)

農林水産省及び国土交通省では、毎年7月21日から31日までを「森と湖に親しむ旬間」と位置づけ、イベントを中心とした様々な取り組みを令和6年度より実施しています。

この旬間は、国民の皆様には森林や湖に親しんでいただくことで、心と体をリフレッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解を深めていただくことを目的として定めたものです。

本年度も旬間中は農林水産省、国土交通省、独立行政法人水資源機構、都道府県、市町村等が主催者となり、全国各地の管理ダムを中心としたダムの堤体内・発電所・水源林の見学会や周辺でのレクリエーション等が実施されるほか、ホームページ、チラシ等により広報活動を展開していきます。令和2年度から本行事等の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」を踏まえ、WEBサイトを活用した取り組みも実施しています。

本旬間期間における全国のイベント情報は、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに順次掲載する予定です。

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/campaign/shunnkan/index.html>

以下に、本旬間の実施要綱を紹介します。

令和3年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱

1. 目的

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、参加者の心身をリフレッシュするとともに、森林、ダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする。

2. 期間

令和3年7月21日（水）～7月31日（土）

3. 主催

農林水産省、国土交通省、独立行政法人 水資源機構、都道府県、市町村

4. 後援（予定）

内閣府、日本放送協会、一般社団法人 日本新聞協会、一般社団法人 日本民間放送連盟

5. 協賛（予定）

公益社団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、一般財団法人 河川情報センター、

公益財団法人 河川財団、一般財団法人 日本ダム協会、一般社団法人 ダム・堰施設技術協会、一般財団法人 ダム技術センター、一般財団法人 水源地環境センター、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人 全国治水砂防協会、一般社団法人 建設広報協会、全国建設弘済協議会、公益社団法人 国土緑化推進機構、一般社団法人 日本治山治水協会、全国森林組合連合会、一般社団法人 全国森林土木建設業協会、一般社団法人 日本林業協会、一般社団法人 日本林業土木連合協会、一般社団法人 全国木材組合連合会、一般社団法人 日本森林技術協会、一般財団法人 日本森林林業振興会

6. 行事等の実施主体等

(1) 実施主体

農林水産省、国土交通省、（独）水資源機構、各地方公共団体、マスコミ関係機関、民間企業等の主催や協力により各種行事が実施されるよう調整する。

(2) 実施場所

全国各地の森林、全ての管理中のダム（国・機構・都道府県）及び可能な限り多くの利水ダムにおいて行うことを目標とする

7. 実施内容等

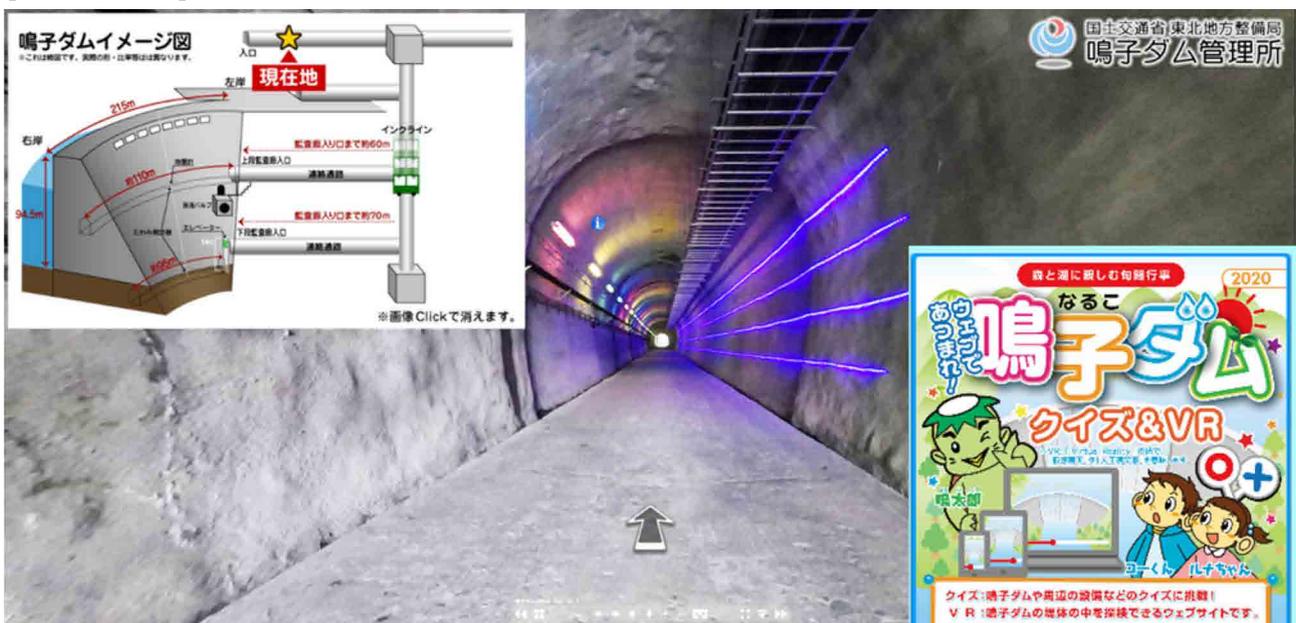
(1) 行事実施の考え方

水と緑に恵まれた自然豊かな森と湖に集い、自然環境に親しみ、人と人との交流を深め、やすらぎやうるおいを感じてもらうことを通して森と湖の大切さを理解することを目的とするものであるが、令和3年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）を踏まえて実施すること。

(2) 実施内容

- ア. 森林、ダム、湖沼の美しさ、快適さを享受するための行事等の実施
- イ. 森林、ダム、湖沼に対する理解、関心を深めるための行事等の実施
- ウ. 森と湖のある上流水源地域住民と下流都市地域住民との交流
- エ. WEB等による森林やダムの情報発信等の実施
- オ. その他

【昨年度の様子】



〔「ウェブであつまれ!鳴子ダム2020」(特設ウェブサイトでクイズとVR探検)鳴子ダム：宮城県大崎市



「田瀬湖探検隊」(水生生物調査)
田瀬ダム:岩手県花巻市



「JRふれあいハイキング」(ダム放流の見学)
天ヶ瀬ダム:京都府宇治市



「令和2年度 美しい山河図画展」
吉野川ダム統合管理事務所:徳島県



「流木ペインティング大会」
一庫ダム:兵庫県川西市



「50周年記念青蓮寺ダム施設見学会」
(キャットウォークを歩いて巡視点検を実体験)
青蓮寺ダム:三重県名張市



「蓮ダム紹介動画投稿」
(動画サイトと公式HPに動画を投稿)
蓮ダム:三重県松阪市

立野ダム定礎

九州地方整備局立野ダム工事事務所

1. はじめに

九州地方整備局立野ダム工事事務所では、立野ダム本体の築造に際し、礎石を添えてダムの永久堅固と安泰を願うため、令和3年5月22日(土)に「立野ダム定礎」を執り行いました。本稿では、定礎の概要について報告します。

2. 立野ダムについて

立野ダムは、熊本県の中央部に位置する一級河川白川の上流部にあり、県都熊本市を貫流する白川沿川の洪水被害の防止・軽減を目的とした洪水調節専用の流水型ダムです。ダムは、堤高87m、堤頂長197m、堤体積約40万m³の曲線重力式コンクリート型式で、南阿蘇村及び大津町にまたがる場所に建設しています。

ダム本体工事は平成28年9月に西松・安藤ハザマ・青木あすなろ特定JVと契約し平成30年8月に基礎掘削に着手、令和2年10月よりダム本体コンクリート打設を開始し、令和3年4月末時点で全体の約1割程度の進捗となっております。



(図-1) 事業位置図



(写真-1) ダム本体工事状況(R3.5 下流より望む)

3. 立野ダム定礎

立野ダム定礎は、令和3年5月22日(土)に立野ダム建設現場において行いました。定礎については当初、来賓をお招きして式典を執り行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染防止対策を徹底したうえで、工事関係者のみで行いました。

当日は天候にも恵まれ、まず礎石を搬入した後に礎石の四隅にモルタルを入れる「鎮定の儀(ちんていのぎ)」、モルタルを鏝でならす「齋鏝の儀(いみごてのぎ)」、槌を用いて礎石をしっかりと納める「齋槌の儀(いみづちのぎ)」を執り行いました。続いて、礎石の周りに白川沿川小学校の皆さんの夢や願いを書いたメッセージストーンを置き、その後コンクリート投入により、礎石と堤体を一体とする「埋納の儀(まいのうのぎ)」を行い、厳かに定礎が完了しました。



(写真-2) 鎮定の儀(ちんていのぎ)

4. さいごに

この度、無事定礎を迎えることができましたのも、地権者をはじめとする地域の皆様、関係の皆様のご理解・ご協力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

今後も、立野ダム本体工事を安全に、かつ着実にすすめ、その効果を一日も早く発揮させるべく事業の関係者が一丸となって努力するとともに、完成するダムが地域の観光資源や防災学習の場として地域に貢献できる施設となるよう、引き続き取り組んで参ります。